

令和 8 年 5 月 2 6 日

長野県知事

阿部 守一 様

長野県石油商業組合

理事長 高見澤 秀茂

業務改善命令に対する是正報告書 兼 改善計画書

1. 報告の趣旨および行政指導に至った経緯

このたび、当組合および当組合北信支部の組合運営ならびに事業活動の一部において、石油製品（特定揮発油等）の価格形成等に関連し、独占禁止法の趣旨に照らして不当な取引制限に該当する重大な違反行為が認定され、公正取引委員会より排除措置命令（令和 7 年 11 月 26 日付令和 7 年（措）第 14 号）を受けました。

これを受け、令和 8 年 2 月 10 日付で貴県から中小企業団体の組織に関する法律第 67 条に基づく業務改善命令が発出され、抜本的な改善計画の提出を求められましたが、当組合が同年 3 月 27 日付で提出した報告書においては、北信支部としての具体的対応、本部としての受け止め、実効性のある期限・達成基準、進捗管理の観点が十分に示されておらず、再びご指導を受ける結果となりました。

当組合は、こうした一連のご指導を極めて重く受け止めており、初回報告における不十分な対応そのものが、ガバナンスおよび危機管理意識の欠如の表れであったと深く反省しております。

本報告書は、その反省に立ち、組織体制の見直しを含めた抜本的な改革と、再発防止に向けた具体的かつ実効性のある改善策を、組合としての総意として取りまとめた最終的な報告ならびに改善計画書であります。

2. 公正取引委員会による排除措置命令の概要

本件は、当組合の北信支部において、同支部に所属する支部員が販売する特定揮発

油（いわゆるガソリン等）について、支部として当該商品の販売価格または販売価格の改定額等に関する目安を事実上決定し、支部員に対し、当該決定内容を踏まえて販売価格を決定・実施することを求める旨の基本方針が存在していたと認定された事案です。公正取引委員会により、このような行為が、各事業者がそれぞれ自主的かつ独立して販売価格を決定すべきところ、事業者間の競争を実質的に制限する結果を招くものであり、独占禁止法第8条同条第1号（事業者団体による一定の取引分野における競争の実質的制限）に違反するカルテル行為に該当すると認定されました。

その結果、本件は単なる運営上の不備にとどまらず、独占禁止法上の重大な違反行為として位置付けられ、関係する一部の事業者に対しては課徴金納付命令が発出されるなど、当組合および関係事業者にとって極めて重大な結果を招きました。

2. 1 北信支部としての具体的対応（排除措置命令への履行状況）

北信支部においては、排除措置命令の主文に示された措置を令和8年1月16日までに完全に実施し、公正取引委員会に報告のうえ、2月28日をもって完了しております。具体的には、北信支部役員会および支部総会等において以下の決議および措置を講じました。（R8.1.16 信毎（「公正取引委員会の排除措置命令」に基づくお知らせ）に掲載）添付1

（1）基本方針の消滅の確認と周知徹底

支部員が販売する特定揮発油において、販売価格の改定額等を決定し、これに基づいて価格を実施させる旨の違法な基本方針が、現在「完全に消滅していること」を役員会で確認・決議し、全支部員に対して文書にて周知徹底いたしました。

（2）価格決定の自主性の宣言

今後は、支部として特定揮発油の販売価格や改定額等を一切決定せず、いかなる名目（意見交換、情報共有、市況報告等）であっても価格に関する取り決めや誘導を行わず、販売価格は各支部員がそれぞれの責任において「自主的かつ独立して決定すること」を全会一致で決議いたしました。

（3）会合等における監視体制の導入

北信支部内のあらゆる会合（公式・非公式を問わず）において、価格に関する話題が出た場合には、支部長および役員が即座にこれを制止し、議事録にその旨を記

録するルールを即日導入いたしました。

2. 2 組合本部（長野県石油商業組合）としての受け止めと対応

組合本部としては、本件を「北信支部という一部の地域組織で発生した局所的な問題」とは一切捉えておりません。県下全域を管轄する本部として、以下のとおり重大な責任と受け止め、全県的な対応を実施いたしました。

（1）本部としての猛省と責任の所在

本部としては、北信支部において本件違法行為が長期間にわたり是正されることなく継続していた背景には、当該支部のみならず、本部自身の指導監督体制および内部統制が十分に機能していなかったという重大な問題があったと深く認識しております。

支部運営の自主性を過度に尊重するあまり、本部が本来果たすべき管理・監督責任および監査機能を適切に行使できていなかったことが、結果として不適切な運営を看過する事態を招きました。この点については、本部理事会、とりわけ理事長をはじめとする本部役員が、組合全体の法令遵守と健全な運営体制の確立に対する統治責任を十分に果たせなかったものと受け止めており、組織を代表する立場として極めて重い責任を痛感しております。

（2）本部から北信支部および全支部への即時介入と対応

本件の発覚を受け、本部としては事態を重く受け止め、正副理事長による緊急会議を直ちに招集し、北信支部における是正措置の策定および履行状況について、本部が直接関与し、監督・管理する体制へ速やかに移行いたしました。

これにより、是正措置が形式的な対応にとどまることなく、排除措置命令の趣旨に沿って確実に履行されるよう、進捗管理および内容確認を厳格に行いました。

あわせて、本件を北信支部固有の問題として矮小化することなく、同様の法令違反が他支部において発生するリスクを排除する必要があるとの判断から、本部の責任において県内7支部を対象とした緊急点検を令和7年3月に実施いたしました。その際、特定揮発油の販売価格その他取引条件に関し、支部または支部員間でいかなる協議、取り決め、情報共有も行ってはならないことを改めて明確にし、理事長名による緊急通達を令和7年2月に発出して全支部に周知徹底いたしました。

(3) 理事会への報告と全体的共有

令和8年2月12日に開催した本部理事会においては、北信支部に対する排除措置命令の内容、違反行為に至った経緯、ならびに是正措置の履行状況について詳細に報告を行いました。

本件を本部全体の統治体制および法令遵守意識の不備が顕在化した重大事案として位置付け、単なる事実報告にとどまらず、再発防止に向けた教訓として理事会全体で共有いたしました。

そのうえで、支部・個々の組合員に至るまで、独占禁止法をはじめとする関係法令を厳格に遵守することの重要性を改めて確認し、本部として今後は支部運営に対する指導・監督機能をより一層強化し、法令遵守体制の継続的な点検・見直しを行う方針を厳命いたしました。

3. 不適切行為発生の原因分析

本部理事会では、なぜ本件のような独占禁止法違反という重大な事態が発生してしまったのか原因分析を行い、以下の複合的要因が組織の病巣として存在していたとの結論に至りました。

3.1 独占禁止法に対する決定的な理解不足と意識の欠如

組合役員および組合員において、「明示的な価格カルテルの合意」が違法であるとの認識はありましたが、「市況の報告」「原価動向の意見交換」「改定時期の目安の共有」といった、いわゆる情報交換の延長線上にある行為であっても、結果として各事業者の価格決定に影響を及ぼせば独占禁止法違反に問われるという「実践的な法的知識」が決定的に欠如していました。「組合員同士の親睦や情報共有の範疇である」という甘い認識が、違法行為の温床となりました。

3.2 理事会ガバナンスと相互牽制機能の脆弱性（閉鎖的風土）

理事会や支部の会議が、同業の組合員のみで構成され、業界特有の話題や慣習が支配する閉鎖的な空間となっていました。このため、異なる視点からの意見や「法令に抵触するのではないか」という相互牽制（チェック機能）が全く働きませんでした。異論を唱えにくい組織風土が、自浄作用を麻痺させておりました。

3. 3 監事による業務監査の形骸化と内部統制の不備

本来、理事の業務執行の適法性を監督すべき監事の役割が、当組合においては事実上「会計監査」のみに限定されており、定款上も業務監査権限が十分に付与されていませんでした。このことにより、組織ぐるみの不適切行為を内部から発見し、是正勧告を行う機能が欠落していました。

4. 組織体制の抜本的刷新（ガバナンスの再構築）

前項で分析したとおり、本件は一時的な運用上の不備ではなく、当組合の意思決定および監督体制そのものに内在していた構造的問題に起因するものであります。

このため当組合は、組織の統治構造および意思決定プロセスを根本から再設計する「ガバナンスの抜本的刷新」を以下のとおり断行いたします。

4. 1 理事会メンバーの刷新と役割分担の明確化

本件発生当時の理事会体制については、経営責任および監督責任の所在が曖昧であったとの反省を踏まえ、任期途中であるか否かにかかわらず、複数の理事が自らの責任を認識し辞任することとし、理事会構成員の抜本的な刷新については令和8年6月3日開催の通常総代会において行います。

あわせて、理事長、副理事長、専務理事それぞれの権限および責任範囲を改めて明確に定義し、「誰が、何について、どの責任を負うのか」を組織内外に明示します。

今後の理事会運営においては、「業界内の利害調整」よりも「法令遵守およびガバナンスの維持・強化」を最優先事項と位置付け、すべての理事会においてコンプライアンスに関する定例報告を義務化します。これにより、理事相互による牽制が働く、客観性と透明性を備えた実質的な討議の場へと理事会の性格を転換いたします。

4. 2 外部専門家の理事・監事への登用

組織運営の閉鎖性を排し、意思決定に第三者の視点を恒常的に取り入れるため、外部専門家の登用を進め、理事会および監査体制の客観性・透明性を抜本的に高めます。

(1) 登用の時期

現在、複数の候補者に対して正式な要請を行っておりますが、現時点では受諾に至っておりません。引き続き粘り強く働きかけを行い、令和8年度中に選任手続き

を完了することを明確な目標として取り組みます。

(2) 登用の対象

弁護士、公認会計士、学識経験者等のうちから、当業界と利害関係のない独立した専門家を外部理事および外部監事として登用します。

(3) 外部専門家の役割

理事会に付議されるすべての議案について、独占禁止法その他関係法令との適合性を専門的見地から検証するとともに、業務執行プロセス全体の透明性および合理性を担保する役割を担っていただきます。

4. 3 監事の権限強化と定款の変更

監事の権限を会計監査に留めず、業務の適法性を監査する権限を明文化するため、定款の見直し、変更を行います。

(1) 変更時期

令和8年6月開催予定の通常総代会において、定款変更議案を正式に上程します。

(2) 変更内容

監事の職務に「業務の状況調査および業務執行の適法性に関する監査（業務監査権限）」を明確に位置付ける定款変更を決議します。

(3) 認可申請

決議後、速やかに長野県等の所管行政庁へ認可申請手続きを進め、認可取得後直ちに新定款に基づく厳格な業務監査をスタートさせます。これにより、違反行為の未然防止機能を確立します。

4. 4 コンプライアンス委員会の改組と外部委員の増員

現在、当組合のコンプライアンス委員会には2名の外部委員が参画しておりますが、第三者性および実効性をさらに高めるため、委員会の機能強化を図ります。

当面は現行の外部委員2名体制のもとで審議・監督の厳格化を徹底しつつ、令和8年度中に外部委員の追加選任を前提とした体制拡充について具体的な協議を進め、実

質的に独立した第三者機関としての位置付けを確立します。

4. 5 本部・支部間の連携と報告体制のルール化

組織内の変化やリスクの兆候を早期に把握し、適時かつ適切な是正対応を可能とするため、本部と支部間の連絡・報告体制を明確なルールとして制度化します。これにより、支部運営を本部の監督下において継続的に可視化し、法令違反の未然防止および早期是正を図ります。

(1) 記録の作成・保管

理事会、及び支部長会等の議事録は、開催後1週間以内に必ず組合本部に提出することを義務化します。また、正副理事長への報告についても記録を作成し、保管します。

(2) 会議のモニタリング

本部役員が各支部の会議に対し、事前告知の有無にかかわらずランダムに出席・巡回する制度を導入します。これにより、書面上だけでは把握しきれない現場レベルの運営状況や、コンプライアンス違反につながり得る発言・議論の兆候を直接確認し、必要に応じてその場で注意喚起や是正指示を行います。

5. コンプライアンス強化の具体的施策

5. 1 コンプライアンス宣言の制定と全組合員への徹底

法令遵守を組織文化として根付かせ、自由競争の実践を約束するため、当組合の新たな行動規範として、令和7年9月26日「コンプライアンス宣言」を制定し、これを単なるお題目に終わらせず、全組合員の事業活動の隅々にまで浸透させます。

(1) コンプライアンス宣言の要旨

法令遵守と企業倫理の向上、公明正大な自由競争の実践、及び不正競争行為の絶対的排除などを柱とする全10項目を宣言します。

- ① 法令を遵守し、企業倫理の向上に努めます。
- ② 公明正大な自由競争の実践に努めます。不正競争行為を行いません。
- ③ 公正な購買活動を実践します。
- ④ 反社会的行為を排します。

- ⑤ 地球環境保全に尽力します。
- ⑥ 人権を尊重します。
- ⑦ 個人情報を保護し、知的財産を尊重します。
- ⑧ 誠心誠意を持って組織文化の構築を行います。
- ⑨ コンプライアンス違反には厳正に対処します。
- ⑩ 人材育成活動に努力します。

(2) 時期

令和8年5月開催のコンプライアンス委員会で確認します。

(3) 周知徹底

すべての組合会合（総代会、理事会、支部会等）の冒頭において、出席者全員で本宣言を確認します。

5. 2 専門家によるコンプライアンス研修の定期的・網羅的实施

独占禁止法等の関連法令について、実務に即した具体的な理解を深め、意図せぬ違反を防ぐため、外部の専門家を講師に迎えた実戦的な研修を体系的に実施します。

(1) 令和8年度研修計画

研修計画	開催時期	対象・開催場所
第1回	令和8年6月	総代会出席者
第2～6回	令和8年7～10月	北信、東信、中信、諏訪、南信の5地区にて開催

(2) 方法

本部事務局が企画し、外部専門家（独占禁止法に精通した弁護士等）を講師として招聘します。対象は全組合員の経営層および現場従業員とし、参加率向上のためリモート配信を併用します。

(3) 目標・達成基準

コンプライアンス研修第2回～6回については参加率100%を目指します。また、コンプライアンス遵守誓約書の回収についても100%回収を目標とします。

5. 3 公益通報対応体制（ヘルプライン）の構築と実効的運用

閉鎖的風土を打ち破り、違反行為の芽を早期に摘み取るための公益通報体制を構築します。

（1）公益通報窓口の設置

令和7年12月18日開催の理事会において、公益通報窓口の設置を決定し、令和8年1月16日に石油組合事務局および顧問弁護士事務所内に設置いたしました。

（2）周知徹底

令和8年5月より理事会および支部長会等を通じて周知徹底を図るとともに、以下により体制の強化と組織風土の醸成を進めてまいります。

- ① ポスター、メール、ホームページ等を通じて通報窓口の存在を全組合員・従業員に周知します。
- ② 通報者の匿名性確保および不利益取り扱いの禁止を規程で厳格に保証します。
- ③ 組合の運営が著しく不当であると通報者が判断した場合には、監督行政庁である「長野県」に対して直接不服を申し出ることができる旨を規程に明記し、広く情報提供します。（団体法第71条において準用する組合法第104条（不服の申出））

（3）達成基準

全組合員企業への通報窓口開設文書（またはポスター）の配布率・掲示率を100%とします。「通報件数ゼロ＝問題なし」と評価せず、違和感や疑問、軽微と思われる事象であっても、組織や人事上の不利益を懸念することなく相談・通報できる環境整備を目指します。

5. 4 組合会議の運営ルールの厳格化と事前審査体制

理事会、支部長会、各種委員会の開催前に、配布資料および議題をコンプライアンス責任者（または外部委員）が事前審査し、価格や取引条件に関わる議論が含まれていないかを確認する「事前クリアランス制度」を導入します。

6. 進捗管理及びモニタリング体制

本計画を形式的なものに終わらせることなく、実効性ある取組として定着させるた

め、年間を通じた計画的な進捗管理および定期的なモニタリング体制を構築します。各計画について具体的な年間スケジュールを策定し（別紙Ⅰ参照）、実施主体および実施時期を明確化したうえで、今後見直しながら計画を着実に実行し、計画の進捗状況および有効性については、年2回（5月および11月を予定）開催するコンプライアンス委員会において検証を行います。検証にあたっては、外部委員の参画を得ることで客観性を確保し、研修の受講状況、内部通報の件数および内容、理事会等の議事録の確認結果などについて、量的および定性的な両面から評価、測定を行います。これらの評価結果を踏まえ、目標の未達や新たに顕在化した課題が認められた場合には、直近の理事会において速やかに対応方針を決定します。具体的には、計画内容の見直し、追加的な研修の実施、注意喚起や周知文書の発出等を含む必要な改善策を講じ、関係者への再周知を行ったうえで、確実な実行につなげるものいたします。このような継続的な進捗管理と改善の積み重ねにより、コンプライアンス施策の実効性を確保し、組合全体への定着を図ってまいります。

7. 県民および社会に対する説明責任の完遂

貴県からのご指導「策定した改善計画を会見等により積極的に公表し、県民への説明責任を果たすこと」に対し、当組合は隠蔽体質と決別し、極めて高い透明性をもって以下の対応を実施します。

7. 1 情報開示

本改善計画を長野県に提出した後、速やかに公式ホームページ上に情報開示し、本報告書に基づく組織刷新および再発防止策について理解を求めます。また、「コンプライアンス宣言」や改善計画の要旨を掲載し、県民の皆様がいつでも確認できる状態を構築します。

7. 2 行政機関との緊密な連携と定期報告

本件の是正および改善計画の遂行にあたっては、当組合単独での判断に頼ることなく、中小企業等協同組合法に基づく指導機関である長野県中小企業団体中央会並びに認可庁である長野県と緊密に連携いたします。詳細な計画が決まり次第、および四半期ごとに、改善状況の定期報告（書面および対面）を実施し、随時ご助言と厳格なご指導を仰ぐ体制を継続いたします。

8. 結び

本件により、貴県をはじめ、関係機関、県民の皆様にご多大なるご心配をおかけしましたことにつき、心より深くお詫び申し上げます。

当組合は、今回の事案を重い教訓とし、法令遵守を組合運営の根幹に据えた体制へと抜本的な改善を行い、二度と同様の事態を生じさせないとの強い決意のもと、健全で信頼される組合運営に全力で取り組んでまいります。

今後とも、貴県のご指導、ご助言を謙虚に受け止めながら、地域社会に貢献する組合としての責務を果たしてまいります所存です。

以上

【別紙1】 令和8年度 業務改善・コンプライアンス対策 年間スケジュール

本報告書の計画を実行するための具体的なスケジュールは以下のとおりです。

実施時期	実施内容	対象・主体	目標・達成基準
R8.5	第1回コンプライアンス委員会開催 コンプライアンス宣言の確認、外部委員増員に向けた候補者選定	コンプライアンス委員	コンプライアンス宣言の確認
	公益通報体制の本格運用開始 全組合員への通報窓口周知徹底	本部事務局 全組合員	窓口開設文書の配布率100%
R8.6	通常総代会開催 定款変更の決議、外部理事・外部監事の選任、第1回コンプライアンス研修	役員、総代、組合員	定款変更 研修受講率100%
R8.7~10	第2回~第6回 コンプライアンス研修の地区別開催 コンプライアンス遵守誓約書の回収	各地区の組合員および現場従業員	研修受講率100% 誓約書回収率100%
R8.11	第2回コンプライアンス委員会開催	コンプライアンス委員	上半期の目標達成度評価
R8.12	下半期 理事会・支部長会の開催（指導および再徹底）	本部役員、各支部長	下半期の課題共有と再発防止の再徹底

令和7年度実施施策

実施日	実施内容	対象・主体
R7.6.4	通常総代会開催 第1回コンプライアンス研修	役員、総代、組合員 (参加37名)
R7.7.25	第1回コンプライアンス委員会開催 コンプライアンス委員会構成、宣言、マニュアル検討	コンプライアンス委員 (参加20名)
R7.8.27	第2回コンプライアンス委員会開催 コンプライアンス研修検討	コンプライアンス委員 (参加25名)
R7.9.24	第2回コンプライアンス研修	役員、職員 (参加25名)
R7.10.8	第3回コンプライアンス研修 中信地区	中信支部、木曽支部の組合員 (参加32名)

実施日	実 施 内 容	対 象 ・ 主 体
R7.10.27	第 6 回コンプライアンス研修 北信地区	北信支部の組合員 (参加 42 名)
R7.10.22	第 5 回コンプライアンス研修 南信地区	上伊那支部、飯田支部の 組合員 (参加 44 名)
R7.10.15	第 4 回コンプライアンス研修 諏訪地区	諏訪支部の組合員 (参加 25 名)
R7.11.5	第 7 回コンプライアンス研修 東進地区	上昇支部、佐久支部の組 合員 (参加 23 名)
R7.12.18	理事会 公益通報窓口の設置決定	理事、支部長
R8.1.16	公益通報窓口の設置	理事